

特定民有地買上事業費



【令和5年度要求額 509百万円（509百万円）】

自然環境保全上、特に重要な地域に存在する民有地を国が買上げることで、適正な保護管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該地域を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図れない地域が対象。
- ② 土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げ公有地化することにより、適正な保護管理を図り、30by30目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ・ 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域性公園。その区域の中には多くの民有地が存在。
- ・ 法の規制により土地所有者の土地利用に著しく支障を来している場合など、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の買上げを行う。

＜令和5年度の主な買上予定地：奄美群島国立公園の一部＞

- ・ 当該地区は、多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を有している。
- ・ 令和3年7月、ユネスコの世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定。なお、5月のIUCNからの勧告の際には、引き続き森林伐採等についての適切な管理を指摘されている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 不動産購入、請負事業（測量等）
- 購入対象 民有地
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

【買上対象地】

- ①国立公園 : 特別保護地区、第一種特別地域
(※)
- ②国指定鳥獣保護区 : 特別保護地区であって国内希少野生動植物種の個体等の生息地
- ③生息地等保護区 : 管理地区

(※) 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。